令和７年４月１日以後開始事業年度等分
内国法人（グループ通算制度適用）用

事業年度等	・　・ ・　・	法人名	

別表一次葉

令七・四・一以後終了事業年度等分

法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円×$\frac{}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)	45	000	(45)の15%、17%又は19%相当額	48	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)−10億円×$\frac{}{12}$	46	000	(46)の22%相当額	49	
その他の所得金額 (1)−(45)−(46)	47	000	(47)の19%又は23.2%相当額	50	
地方法人税額の計算					
所得の金額に対する法人税額 (28)	51	000	(51)の10.3%相当額	53	
課税留保金額に対する法人税額 (29)	52	000	(52)の10.3%相当額	54	
この申告が修正申告である場合の計算					
法人税額の計算 この申告前の			地方法人税額の計算 この申告前の	確定地方法人税額	58
還付金額	56	外		還付金額	59
				欠損金の繰戻しによる還付金額	60
土地譲渡税額の内訳					
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	62	0	土地譲渡税 (別表三(三)「21」)		
同上 (別表三(二の二)「26」)	63	0			
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算					
外国税額 (別表六(二)「56」)	65		かった金額 (66)	67	
控除した金額 (37)	66				

【No.９】地方法人税額の計算につき、51～54欄により計算していますか。

【No.10】　通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額又は出資金の額が１億円超である場合、軽減対象所得金額以下の金額について、軽減税率(19%)を適用していませんか。

【No.４】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.９】65欄の金額は、別表六（二）の56欄の金額と一致していますか。